

# 景観法の概要について

(美の里、魅力ある農山漁村づくりのために)



千葉県鴨川市の棚田

平成16年7月  
農林水産省 農村振興局 農村政策課

## 主旨

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画を策定し、景観計画区域における良好な景観の形成のための規制や、景観整備機構に対する支援措置等を講ずるためのものであり、国土交通省・環境省・農林水産省が協力してその整備を図るものです。

農林水産省としては、農山漁村地域に特有の良好な景観の形成を図る必要があることから、景観計画区域において、景観農業振興地域整備計画による農業的土地利用の誘導、景観整備機構による農地の管理等の措置を講ずることとしています。

## 全体概要

### 景観計画区域

景観行政団体\*が定める景観計画により指定し、建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。

\*政令指定都市・中核市は、自動的に景観行政団体になります。

その他の市町村は都道府県との協議・同意により、景観行政団体になることができます。

#### ■ 景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり（建築行為の基準や農地の保全・利用等）を行います。

#### ■ 景観地区（都市計画）

より積極的に景観形成を図る地区について指定します。

#### ■ 景観重要公共施設の整備

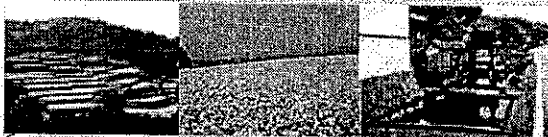
景観上重要な公共施設（道路、河川、海岸、漁港等）を指定し、景観に配慮した整備を推進します。

#### ■ 景観重要建築物・景観重要樹木の指定

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全します。

### 景観農業振興地域整備計画

景観と調和のとれた農地の利用の誘導を図ります。（例えば、棚田、景観作物地帯など）



景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導（勧告）

- ・棚田の畦畔の石積みを保全
  - ・景観作物の栽培
  - ・集落全体の共同作業を支援 など
- 勧告に従わない場合には、権利移転に関する協議を勧告

### 市町村森林整備計画の変更

景観に配慮した森林施業の促進を図ります。（例えば里山など）



景観に配慮した森林施業の推進

- ・立木の伐採方法を特定
- ・造林樹種の指定 など

### 景観協議会

行政と住民等が協働して景観形成に関する協議を行います。

地方公共団体、農林漁業団体、住民等が参加

### 景観整備機構

NPOや農業公社等を指定することができます。

景観重要構造物、樹木の管理及び協議の勧告に係る農地の利用権を取得し、管理（景観農作物の育成等）



景観計画・景観農業振興地域整備計画作成の流れ

住民  
(公聴会の開催等)

都市計画審議会  
(※都市計画区域又は準都市計  
画区域との重複がある場合)

市町村  
(※都道府県が景観  
計画を定める場合)

景観重要公共施設の管理者  
(※景観重要公共施設の整備  
に関する事項等を定める場合)

国立公園等の管理者  
(※国立公園又は国定公園と  
の重複がある場合)

意見

協議

景観計画  
景観行政団体による景観計画の作成

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項  
大まかな対象地域や保全・整備の目標等

農振計画

国土総合開発計画等法律による地域振興計画  
道路等の施設に関する国の計画  
都市計画

市町村  
基本構想

適合

調和

即する

景観農業振興地域整備計画

景観農業振興地域整備計画の区域  
景観計画区域のうち農業振興地域について市町村が整備計画の区域を指定

景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項  
農山漁村等における良好な景観の形成を図るための方向、取組等

農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項  
景観との調和に配慮しつつ、今後進めるべき農用地の整備及び農用地の保全  
についての方向について整理  
農用地等の保全に関する事項  
耕作放棄や管理不十分による農用地等としての機能低下の状況、機能低下を  
防止するための活動等  
農業の近代化のための施設の整備に関する事項  
景観に配慮した農業上の土地利用に係る農業近代化施設の整備の方向等

景観協定→住民合意によるきめ細  
やかな景観に関するルールづくり

地域ぐるみの農地の  
維持管理活動

協議

都道府県知事

農林水産大臣

計画書写の送付

## 景観農業振興地域整備計画等（法第55条～第59条関係）

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができます。

景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項を定めます。

①景観農業振興地域整備計画に従った利用がされていない場合は、市町村長は、当該計画に従った利用をすることを区域内の土地の所有者等に勧告することができます。

②上記土地所有者が勧告に従わない場合は、勧告の対象となっている土地の所有権を取得しようとするもの\*と所有権の移転等に関し協議するよう勧告することができます。

※ 景観農業振興地域整備計画に従って利用する者で、市町村長に指定されたもの

③農業委員会等は、上記の勧告の協議が整ったことにより景観整備機構\*<sup>1</sup>のために農地等の使用貸借による権利等を設定しようとするときは、農地法第3条第1項\*<sup>2</sup>の許可をすることができます。

※1 景観形成のための業務を行う農業公社、NPO法人などを指定

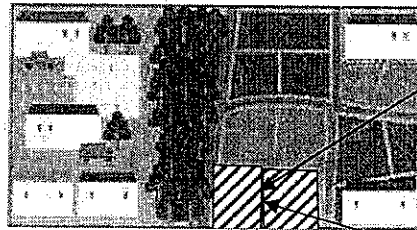
※2 農地を売買あるいは賃借する場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要

④都道府県知事は、景観農業振興地域整備計画の区域内の土地で、農業振興地域の整備に関する法律による開発行為の許可をしようとする場合、開発行為により、景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると考えられるときは、許可をすることはできません。

⑤市町村は、景観計画に即して森林の公益的機能の維持増進を図ることが適当な場合、市町村森林整備計画の一部を変更することができます。

## 良好な景観保全のためのシステム

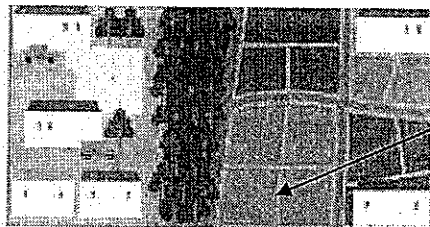
（上記 [ ] の番号）



景観農振計画に従った利用が行われていない

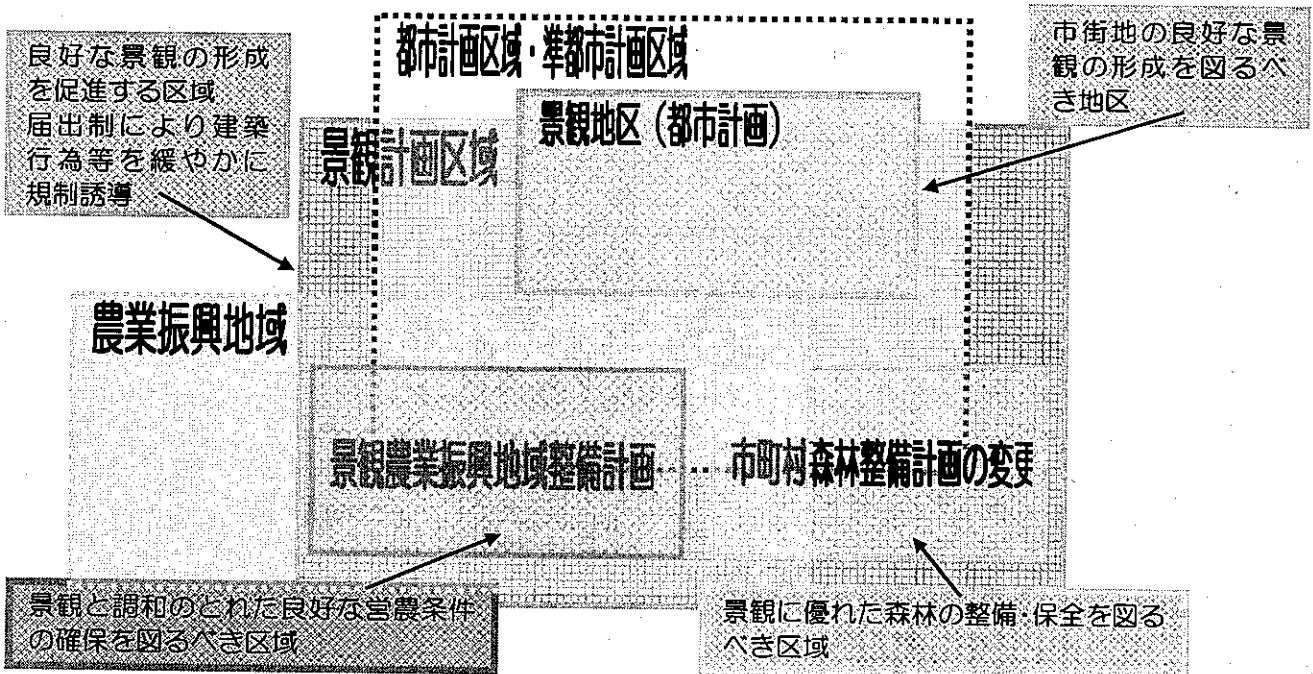
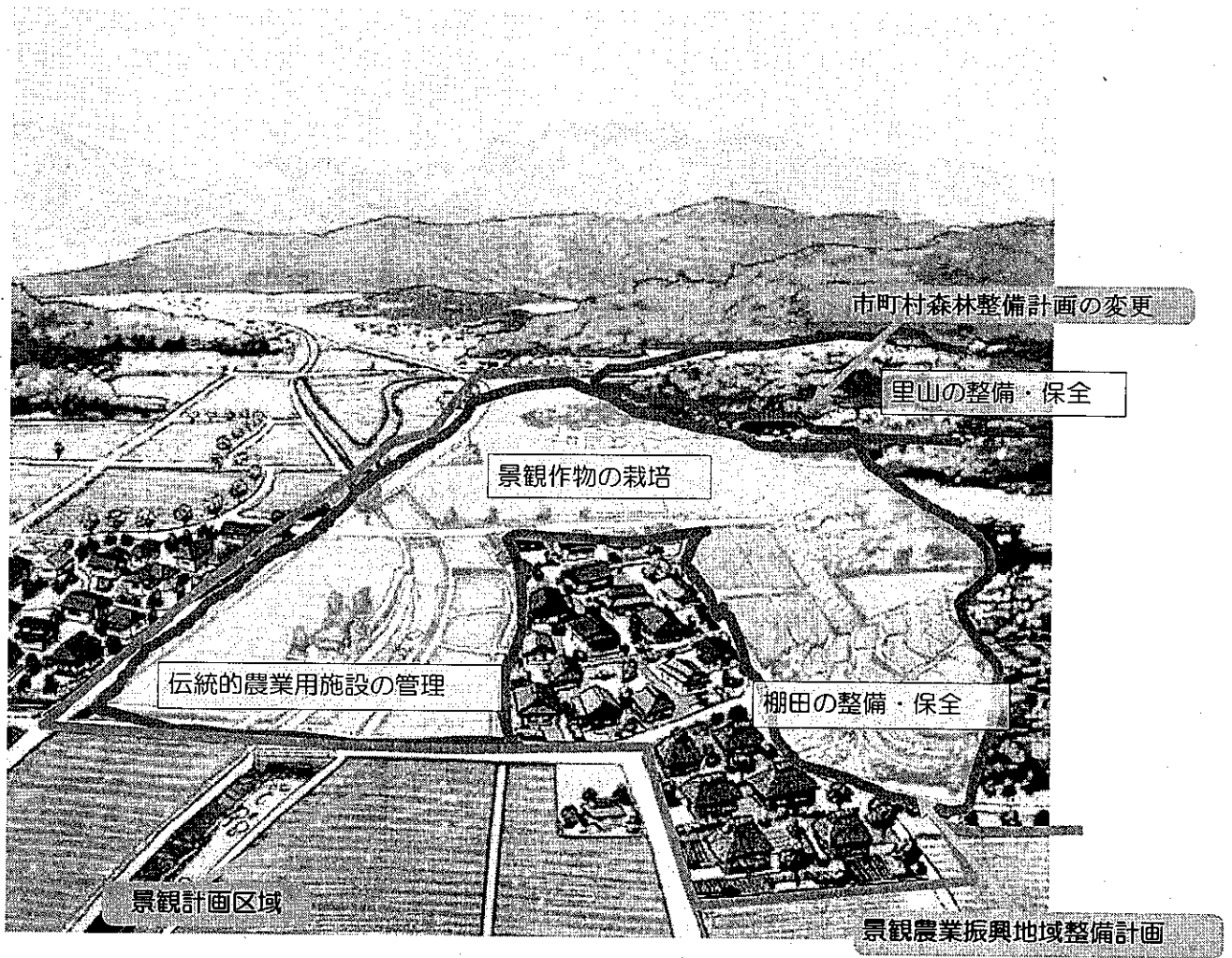
①市町村長が、景観農振計画に従った利用をすべき旨を勧告

②勧告に従わないときは、権利移転に関する協議を勧告  
③景観整備機構が利用権を取得し、管理

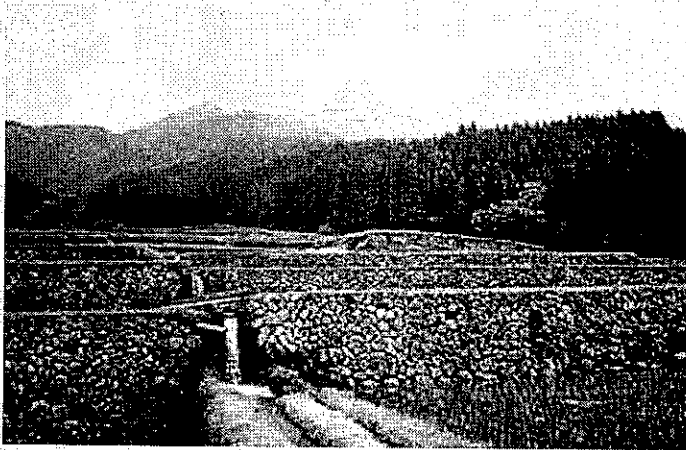


景観農振計画に従った良好な景観（営農環境）を保全

景観法の対象地域イメージ



## 事例1 棚田景観の保全



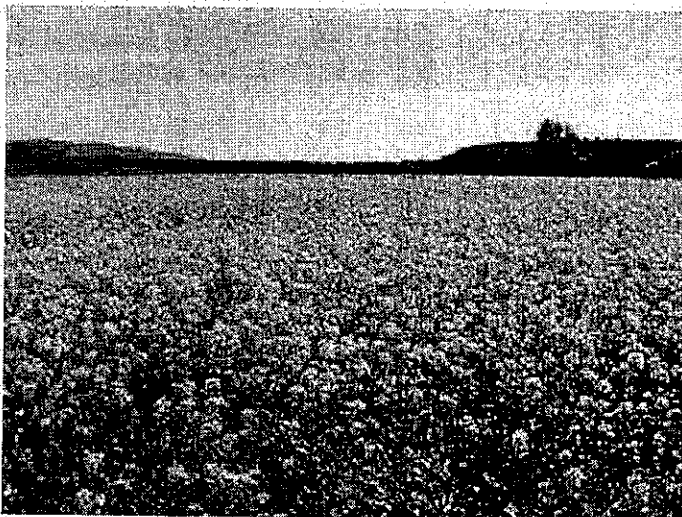
### 地域の現状

- 棚田等昔ながらの農村風景を色濃く残している地域
- 関係農家、行政関係者で「景観保存会等」を設立し、保全に努めている

### 景観農振計画策定の効果

- 良好な農村景観である棚田保全等の目的を明確化
- 「棚田の保全活動を積極的に行っているグループ等」を景観整備機構に指定し農地の利用権を取得
- 棚田や棚田を含む周辺の農地等が景観整備機構等により、適切に管理されることにより、耕作放棄が抑制され棚田を含む地域の農村景観等の保全が継続
- 景観農振計画に即した農業農村整備事業の実施  
(例えば棚田の形状に合わせた簡易な生産基盤の整備)

## 事例2 景観作物地帯の保全



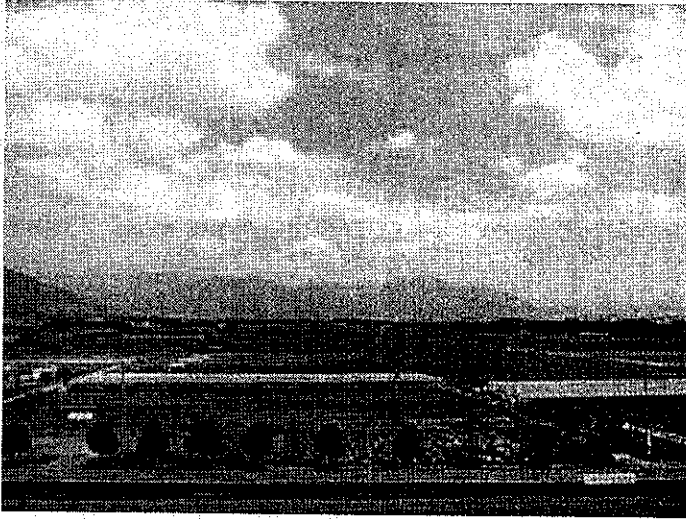
### 地域の現状

- 景観作物「菜の花等」の栽培により、町おこしを図っている地域
- 多くの観光客が訪れることにより、地域活性化に貢献

### 景観農振計画策定の効果

- 地域による景観に配慮した作物栽培等の取組を明確化
- 「地域の支援グループ等」を景観整備機構に指定し農地の利用権を取得
- 菜の花畑等が景観整備機構等により、適切に維持管理されることにより、耕作放棄の抑制を含め、美しい景観を維持

### 事例3 平地田園空間の保全



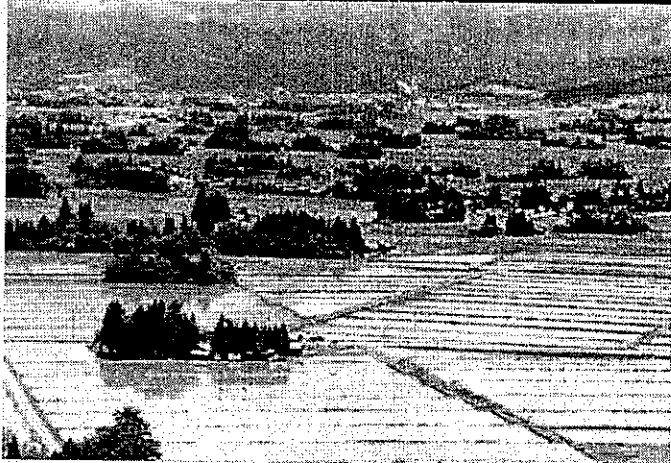
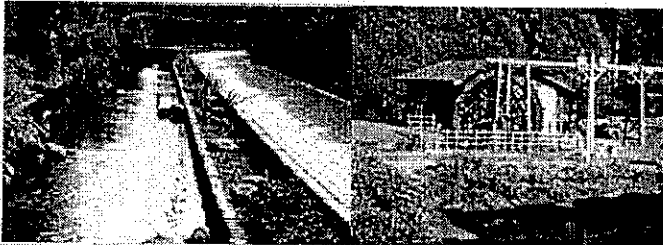
#### 地域の現状

○山裾まで一面に広がる田園空間を形成

#### 景観農振計画策定の効果

- 農振計画とは別に、当計画を定めることにより、景観に重点置いた諸施策を展開
- 例えば、農振法第15条の15に基づく開発行為の許可をする場合は、農振計画の他、当計画に従った利用を考慮

### 事例4 農山村景観の保全



#### 地域の現状

○農山村景観に生活・文化が調和することにより、独自の美しい景観を形成

#### 景観農振計画策定の効果

- 美しい石垣水路、水車等を計画事項に盛り込むことにより、その保全を推進
- 景観との調和に配慮した農業農村整備事業の実施  
(例えば石積水路、ため池の保全等)
- 農業集落は、景観計画の下で、建築物等の形態意匠等を規制

# 景観農業振興地域整備計画に関する Q&A

- Q1 どのような地域が景観農業振興地域整備計画の対象となるのでしょうか。例えば、棚田や里山などの特殊な地域だけでなく、田園の広がる一般的な農山漁村も対象とすることは可能でしょうか。
- Q2 景観農業振興地域整備計画と農業振興地域整備計画との関係について、どのような位置付けとなるのでしょうか。
- Q3 景観農業振興地域整備計画は農業振興地域整備計画とは別に定めることができるとした理由を教えてください。
- Q4 景観農業振興地域整備計画の策定手続きにあたり、多様な意見を聴取するのでしょうか。
- Q5 景観農業振興地域整備計画の作成に際し、都道府県の同意を要しない理由について、教えてください。
- Q6 景観農業振興地域整備計画を作成するメリットを具体的に教えてください。
- Q7 景観法第55条第2項第2号に掲げる事項の具体的内容とはどのようなものになるのでしょうか。
- Q8 景観農業振興地域整備計画に農業生産基盤の整備、農用地の保全、農業の近代化施設整備を定めることとされていますが、農業振興地域整備計画で定められている事項との相違点はどこになるのでしょうか。また、どのような内容を想定しているのでしょうか。
- Q9 景観農業振興地域整備計画区域内に含まれる美しい石垣水路、水車等の施設を保全したい時、どのような保全方法があるのでしょうか。また、この場合どのようなメリットがあるのでしょうか。
- Q10 既に田園環境整備マスタープランが作成されている市町村において、新たに景観農業振興地域整備計画を策定することとした場合には、どのような整合を図ることが必要でしょうか。
- Q11 景観整備機構にはどのような法人が指定されるのでしょうか。景観整備機構として土地改良区を指定することはできるのでしょうか。



Q1

どのような地域が景観農業振興地域整備計画の対象となるのでしょうか。例えば、棚田や里山などの特殊な地域だけでなく、田園の広がる一般的な農山漁村も対象とすることは可能でしょうか。



景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとしており、具体的には棚田だけでなく、①水路に囲まれた条里制の残る田園地帯の景観 ②畑作物が織りなす丘陵地の景観 ③花や果実が四季を彩る果樹地帯の景観 なども広く含まれるものと考えられます。

Q2

景観農業振興地域整備計画と農業振興地域整備計画との関係について、どのような位置付けとなるのでしょうか。



景観農業振興地域整備計画は、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合に、農振法に基づく農業振興地域整備計画とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしています。

一方、景観農業振興地域整備計画は、市町村の講ずる総合的な農業振興のための施策の一環として策定されるものであるため、これを農業振興地域整備計画の体系の中に位置付けるとともに、その内容も、農業振興地域整備計画に適合するように定めなければならないとしているところです。

Q3

景観農業振興地域整備計画は農業振興地域整備計画とは別に定めることができるとした理由を教えてください。



農振法に基づく農業振興地域整備計画は、総合的な農業振興を図るために必要な事項を一体的に定める計画（マスタープラン）となっていること、又、景観と調和した農業の振興を図る措置については、農業振興地域整備計画に比べて地域の特性に応じた詳細な事項を即地的に定める必要があることから、農業振興地域整備計画とは別の計画としたものです。

Q4

景観農業振興地域整備計画の策定手続きにあたり、多様な意見を聴取するのでしょうか。



景観農業振興地域整備計画の策定手続きについては、計画の区域内の土地所有者等に対し、農業的土地利用の勧告等を行うものとなることから、計画決定前にこれらの者の意見を聴取する機会を設けることとするため、計画案の段階で、公告縦覧に供し、農地所有者等から異議の申出を受け付けることとしています。（農用地利用計画と同様の手続）

この他、市町村が景観農業振興地域整備計画を定めるにあたっては、農業委員会の意見を聴くこととする旨を制度的に措置することができないか検討しているところです。

Q5

景観農業振興地域整備計画の作成に際し、都道府県の同意を要しない理由について、教えてください。



農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画に関する内容は、国・都道府県が基本指針・基本方針で定めることとなっている国民への食料の安定供給のための基盤である優良農地の確保に関する事項との整合性を図るために必要不可欠な事項であるため、都道府県の同意が必要となりますが、景観農業振興地域整備計画は、国・都道府県の定める優良農地の確保に関する事項に必ずしも結びついているものではないこと、又、農業振興地域整備計画に適合していることが、前提条件であることから都道府県の同意を要しないこととしているものです。

Q6

景観農業振興地域整備計画を作成するメリットを具体的に教えてください。



景観形成のための取り組みは、これまで、地方自治体による条例の制定や地域住民による協定の締結等を中心に進められてきたものでありますが、その一方、地方公共団体の自主的な条例により、国民の権利を制限するような行為についての法律的な限界も生じています。

このため、景観法では、景観形成に関する基本理念を明確にするとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するための施策を農振計画体系の中に位置づけた上で、市町村長の勧告制度による景観と調和のとれた農業的土地利用への誘導、農地法の特例等法制的な手当を行うこととしているものです。

Q7

景観法第55条第2項第2号に掲げる事項の具体的内容とはどのようなものになるのでしょうか。



主なものとして、

- ・ 棚田の法面の石積みを保全する活動
  - ・ 集落を中心に棚田オーナー制を導入し、地域住民の参加を促進しつつ行う棚田の保全等の取り組み
  - ・ 集落全体で景観作物を共同栽培する取り組み
  - ・ 草原景観の維持のための取り組み
- 等が想定されています。



千葉県鴨川市の棚田

Q8

景観農業振興地域整備計画に農業生産基盤の整備、農用地の保全、農業の近代化施設整備を定めることとされていますが、農業振興地域整備計画で定められている事項との相違点はどこになるのでしょうか。また、どのような内容を想定しているのでしょうか。



景観農業振興地域整備計画は、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項に配慮し、地域の特性を踏まえた事項を農業振興地域整備計画よりも即地的に定めるものと考えています。具体的には、

①農業生産基盤の整備・開発（農振法第8条第2項第2号）

- ・ 棚田の形状を維持しつつ行う石垣積みの修繕
- ・ 地域住民が安全に棚田保全活動に参加できるようにする農道の整備
- ・ 地域住民の参加による景観に配慮した小ピオトープの造成 等

②農用地等の保全（農振法第8条第2項第2号の2）

- ・ 棚田の崩壊を防ぐ法面の保護・補修
- ・ 地域住民による棚田保全活動への支援 等

③農業近代化施設の整備（農振法第8条第2項第4号）

- ・ 棚田保全活動に要する農業機械の整備
- ・ 景観作物を利用した地域特産品の共同処理加工施設の整備 等

の整備・保全の方向や事業・活動内容について、地域の特性を踏まえた景観に配慮すべき事項や具体的な施設の配置・位置を明らかにしつつ定めることが考えられます。

Q9

景観農業振興地域整備計画区域内に含まれる美しい石垣水路、水車等の施設を保全したい時、どのような保全方法があるのでしょうか。また、この場合どのような、メリットがあるのでしょうか。



美しい石垣水路、水車等のような施設は農村地域における良好な景観の形成に資するものとなっているところであり、景観農業振興地域整備計画の計画事項に盛り込むことにより、その保全を推進することが望ましいものと考えています。

また、これらの施設の保全に関する事項を計画に位置付けることにより、これに反するような行為に対しては、市町村長が勧告できるようになります。

Q10

既に田園環境整備マスタープランが作成されている市町村において、新たに景観農業振興地域整備計画を策定することとした場合には、どのような整合を図ることが必要でしょうか。



平成14年度から国の直轄又は補助による農業農村整備事業等は、田園環境整備マスタープランが定められている地域において、田園環境整備マスタープランの内容を踏まえて実施するとしていることから、景観農業振興地域整備計画と田園環境整備マスタープランに定めた整備内容については整合を図る必要があります。

なお、既に田園環境整備マスタープランが作成されている市町村において、新たに景観農業振興地域整備計画が策定される場合には、必要に応じて田園環境整備マスタープランの改定を行い、景観農業振興地域整備計画との整合を図りつつ、景観に関する事項を具体的に定めていただくことが適当と考えられます。

Q111

景観整備機構にはどのような法人が指定されるのでしょうか。景観整備機構として土地改良区を指定することはできるのでしょうか。



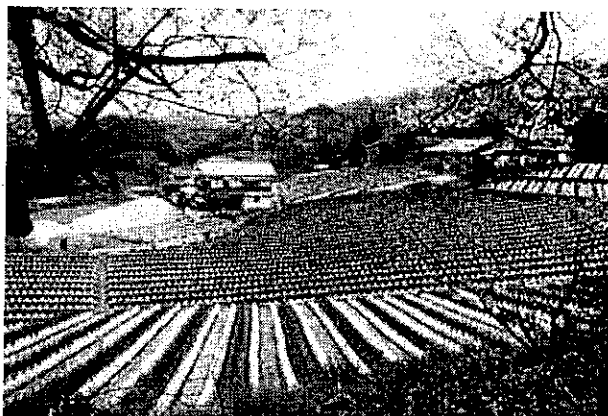
法第92条の景観整備機構は、民法に基づく公益法人又はNPO法に基づくNPO法人の中から、景観形成に資する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、景観行政団体（都道府県又は市町村）の長が指定することができるものとなっています。

そのため、景観整備機構には、地方公共団体のまちづくり公社や、まちづくりの推進活動を行うNPO法人等が指定されることが考えられますが、このうち、当省に関係する法人としては、都道府県、市町村が設立する農業公社や、棚田保全活動を積極的に行っているNPO法人等があげられます。

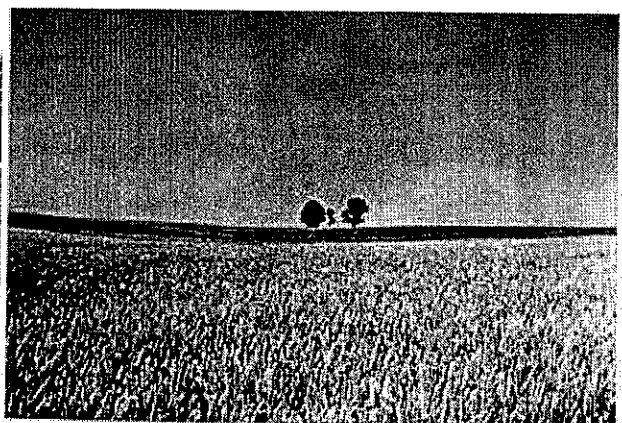
なお、土地改良区は公益法人、NPO法人ではないので、景観整備機構として土地改良区を指定することはできません。

## 問い合わせ先

省・局・課・名		電話（代表）
農林水産省	農村振興局 農村政策課	03-3502-8111
	東北農政局 農村振興課	022-263-1111
	関東農政局 農村振興課	048-600-0600
	北陸農政局 農村振興課	076-263-2161
	東海農政局 農村振興課	052-201-7271
	近畿農政局 農村振興課	075-451-9161
	中国四国農政局 農村振興課	086-224-4511
	九州農政局 農村振興課	096-353-3561
内閣府	沖縄総合事務局 土地改良課	098-866-0031



愛媛県内子町



北海道美瑛町

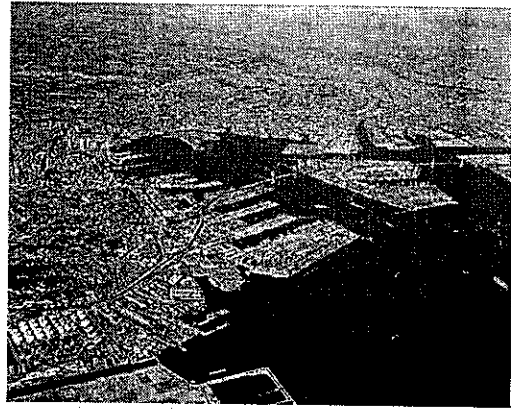
# 神奈川県土地利用調整条例

## 参考資料 2-2

### 1 土地利用調整条例制定の趣旨

神奈川県は、全国で5番目に狭い、わずか24万haという県土に、東京、大阪に次いで全国で3番目に多い県民が暮らす、大変、狭小過密な県です。

しかし、この狭い県土には、これまで日本の工業をリードしてきた京浜工業地帯、近年ハイテク企業の進出が著しい内陸諸都市、沿岸漁業や海洋レジャーの場となっている三浦半島から湘南を経て真鶴半島に至る海、津久井、丹沢、箱根の山々など、実に多彩な表情をもつ魅力的な地域が広がっています。



このような多彩な表情をもつ県土は、県民の限られた資源であり、生活や生産の共通の基盤であることから、その利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、計画的な土地利用を進めていく必要があります。このため、神奈川県では土地利用方針を定め、個別の開発計画については、これらの方針との整合を図るため、個別法の許認可手続に先立ち、各施設ごとに定めた指導基準に従い、土地利用調整を行なってきました。

この土地利用調整の仕組みは、法令に直接根拠を持たない行政指導として実施してきましたが、公正で透明な行政運営を目的として、平成5年11月には行政手続法が、平成7年3月には神奈川県行政手続条例が制定され、行政処分や行政指導に関するルールが一般化されました。

そこで、この土地利用調整の仕組みについて、公正で透明な行政運営を確保し、その根拠を明らかにするとともに、県土の計画的な利用を図り、県土の均衡ある発展と県民福祉の向上に寄与するため、市街化調整区域等において一定規模以上の開発を行おうとする場合や、相模湾等において1,000平方メートル以上の埋立を行おうとする場合には、都市計画法などの個別の法令に基づく許認可の手続の前に、これらの開発計画等について知事との協議を行うなど、土地利用に関する総合的な調整を行う手続を定めた「神奈川県土地利用調整条例」を平成8年3月29日に公布し、同年10月1日から施行しました。

### 2 条例の対象となる開発行為・ならない開発行為等

#### ○条例の対象となる開発行為等

条例に基づき知事との協議が必要となる開発行為及び埋立行為は、次のとおりです。

(1) 次の区域における1ha以上の開発行為。ただし、イにおける主として建築物の建設を目的とする開発行為は、当分の間、3,000平方メートル以上が条例の対象となり

ます。

ア 市街化調整区域

イ 特定地域

- ①非線引き白地地域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち、用途地域が定められている地域を除く地域）
- ②都市計画区域外の地域

(2) 横須賀市の観音崎から湯河原町に至る東京湾及び相模湾における1,000平方メートル以上の埋立行為

(注) 開発行為： 開発行為とは、土地の区画形質の変更をいいます。都市計画法他の法令にいう開発行為と定義が違いますので、詳しくは県企画部土地水資源対策課へお問い合わせください。

埋立行為： 埋立行為とは、公有水面埋立法に規定する埋立行為のほか、防波堤などの工作物の設置を含みます。

## ○条例の対象とならない開発行為等

上記に該当する開発行為等であっても、次のような行為は、条例の手続は必要ありません。

なお、条例の手続を必要とする行為かどうかについて、詳しくは県企画部土地水資源対策課へお問い合わせください。

(1) 開発行為

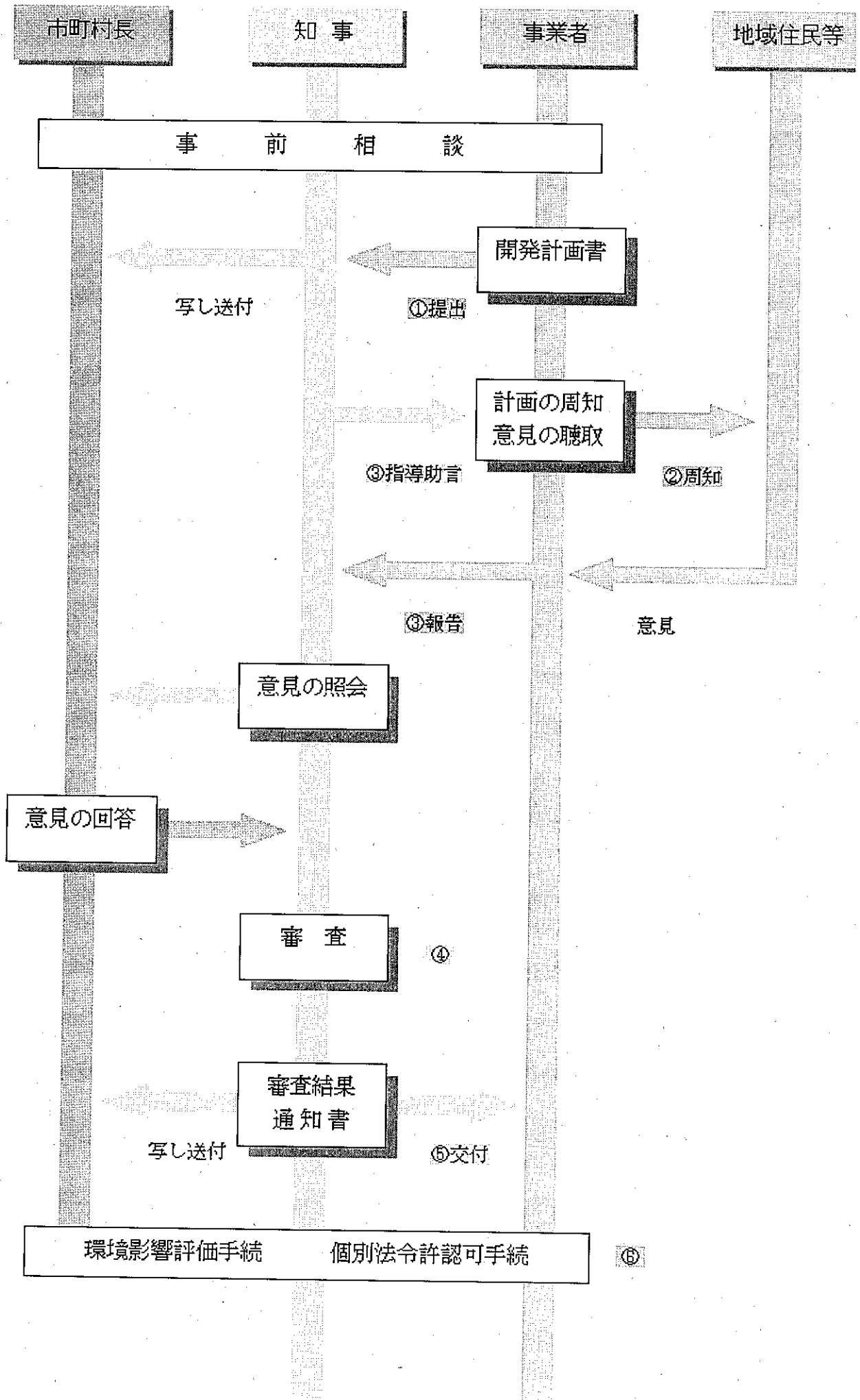
- ・土地利用調整条例施行規則の別表で定める「土地利用目的」を変更しない開発行為
- ・都市計画に定められた施設の整備に関する事業や都市計画に定められた事業の施行として行う開発行為
- ・農業振興地域整備計画に基づく事業の施行として行う開発行為
- ・自然公園に係る公園事業の施行として行う開発行為
- ・道路、堤防、鉄道、海岸保全施設、水道等の施設に関する事業として行う開発行為
- ・農林漁業用施設に関する事業として行う開発行為
- ・農地における土石の採取で着手後1年以内に原状に復するもの
- ・国又は地方公共団体が行う開発行為で事前に知事との調整が整った開発行為
- ・土地改良事業で事前に知事との調整が整った開発行為等

(2) 埋立行為

- ・河川の区域において行う埋立行為
- ・重要港湾に係る港湾計画に基づく事業の施行として行う埋立行為
- ・港湾施設、漁港施設等の建設を目的とする埋立行為で、事前に知事との調整が整った埋立行為等

### 3 協議の手続

---





①事業者は、条例に定められた開発や埋立を行おうとする場合は、開発計画書に必要な図書を添付して知事に協議します。この協議は、都市計画法などの個別法令の許認可申請手続に先立って行うよう努めなければなりません。

【開発計画書の記載事項】

・開発行為の目的 ・開発区域の位置、区域、面積 ・地域の自然環境、生活環境に関する事項 ・地域の社会的、経済的、文化的状況に関する事項など

【添付図書】

・位置図 ・平面図 ・断面図 ・施設計画図など

②事業者は、開発計画に関係のある地域の住民やその他の関係者に対して、開発計画の内容を周知して、その意見を聴くよう努めてください。関係者の範囲は、知事の指導・助言を受けて事業者が決定します。

③事業者は、②の周知や意見の聴取の状況について、知事に報告します。知事は、これに対して必要な指導や助言を行います。

④知事は、審査の基準などを定めた審査指針に基づき審査します。

⑤開発計画書の提出から審査結果通知書の交付までの標準的な期間は5月です。ただし、書類の補正や②の地域の住民などへの周知のための期間などは含みません。

⑥事業者は、審査結果通知書の交付を受けてから都市計画法や森林法などの法律、風致地区条例などの県・市町村条例などの許認可手続を行います。

また、環境影響評価条例の対象となる開発計画は、審査結果通知書の交付を受けてから個別法令の手続の前に環境影響評価手続を行うこととなります。

## 4 開発計画の審査等

---

### ○開発計画の審査

事業者から提出のあった開発計画書に対しては、神奈川県土地利用調整会議の審議、調整を経た後、知事が審査結果を通知します。

また、審査にあたっては、神奈川県国土利用計画審議会の意見を聴いてあらかじめ知事が定めた審査指針に基づき、審査します。

この審査結果は、本県の土地利用方針やこれまでの指導基準の内容を踏まえつつ、一定の見直しを行い、土地利用調整条例に基づく審査の基準として制定したものです。

### ○監督処分・罰則

条例の手続を行わずに開発行為等を行なった場合や審査結果通知書の交付を受ける前に開発行為等に着手した場合は、工事の停止を命じたり、氏名などを公表する

場合があります。  
また、罰則が科せられる場合があります。

○その他

1ha未満の開発行為で条例の手続が必要ない場合でも、指導基準に基づく土地利用調整が必要となる場合がありますので、土地水資源対策課(横浜市、川崎市における開発行為)又は開発行為を行おうとする区域の所在地の地域県政総合センター(企画調整課)にご相談ください。

土地利用調整に関する問い合わせ先

県庁担当課	担当班	電話番号	所在地
土地水資源対策課	土地利用調整班	(045) 210-1111	〒231-8588 横浜市中区日本大通1

行政センター	担当課	電話番号	所在地
横須賀三浦地域	企画調整課	(046) 823-0210	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19
県央地域	企画調整課	(046) 224-1111	〒243-0004 厚木市水引2-3-1
湘南地域	企画調整課	(0463) 22-2711	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1
足柄上地域	企画調整課	(0465) 83-5111	〒258-0021 開成町吉田島2489-2
西湘地域	企画調整課	(0465) 32-8000	〒250-0012 小田原市荻窪350-1
津久井地域	企画調整課	(042) 784-1111	〒220-0207 津久井町中野937-2

● [このページのトップへ](#)